

資料編

1 関係機関の連絡窓口

(1) 指定行政機関等

名称	担当部署	所在地	電話	FAX	その他の連絡方法
内閣府	大臣官房 企画調整課	千代田区永田町1-6-1	(03)3581 - 3513	(03)3581 - 4839	
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞が関2-1-2	(03)3581 - 0141	(03)3581 - 0744	
警察庁	警備局 警備企画課	千代田区霞が関2-1-2	(03)3581 - 0141	(03)3581 - 0744	
防衛庁	運用局 運用課	新宿区市谷本村町5-1	(03)3268 - 3111	(03)5225 - 3022	
防衛施設庁	総務部 総務課企画室	新宿区市谷本村町5-1	(03)3268 - 3111	(03)5227 - 2224	
金融庁	総務企画局 政策課	千代田区霞が関3-1-1	(03)3506 - 6433	(03)3506 - 6011	
総務省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関2-1-2	(03)5253 - 5089	(03)5253 - 5093	中央防災無線電話:4821
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	千代田区霞が関2-1-2	(03)5253 - 7550	(03)5253 - 7543	
法務省	大臣官房 秘書課 政策評価企画室	千代田区霞が関1-1-1	(03)3580 - 4160	(03)3592 - 7009	
公安調査庁	総務部 総務課	千代田区霞が関1-1-1	(03)3592 - 2638	(03)3592 - 6605	
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	千代田区霞が関2-2-1	(03)5501 - 8059	(03)5501 - 8057	
財務省	大臣官房総合政策課 企画官室	千代田区霞が関3-1-1	(03)3581 - 7934	(03)5251 - 2163	
国税庁	長官官房 総務課	千代田区霞が関3-1-1	(03)3581 - 4161	(03)3593 - 0401	
文部科学省	大臣官房 文教施設企画部 施設企画課防災推進室	千代田区丸の内2-5-1	(03)6734 - 2290	(03)6734 - 3690	中央防災無線電話:6412 中央防災無線FAX:6441 危機管理WAN電話:44113 危機管理WANFAX:44902

名称	担当部署	所在地	電話	FAX	その他の連絡方法
文化庁	連絡先は文部科学 省と同様	千代田区丸の内2-5-1	(03)6734 - 2290	(03)6734 - 3690	中央防災無線電 話:6412 中央防災無線F AX:6441 危機管理WAN電 話:44113 危機管理WANF AX:44902
厚生労働省	社会・援護局 総務課	千代田区霞が関1-2-2	(03)3595 - 2612	(03)3503 - 3099	
農林水産省	総合食料局 食料企画課	千代田区霞が関1-2-1	(03)3502 - 7942	(03)3591 - 1648	
林野庁	連絡先は農林水産 省と同様	千代田区霞が関1-2-1	(03)3501 - 3884	(03)3591 - 1648	
水産庁	連絡先は農林水産 省と同様	千代田区霞が関1-2-1	(03)3501 - 3884	(03)3591 - 1648	
経済産業省	連絡先は原子力安 全・保安院と同様	千代田区霞が関1-3-1	(03)3501 - 1637	(03)3501 - 1167	
資源エネルギー 庁	総合政策課	千代田区霞が関1-3-1	(03)3501 - 1511		
中小企業庁	長官官房 官房参事官室	千代田区霞が関1-3-1	(03)3501 - 1511		
原子力・保安院	企画調整課	千代田区霞が関1-3-1	(03)3501 - 1637	(03)3501 - 1167	
国土交通省	危機管理室	千代田区霞が関2-1-3	(03)5253 - 8888	(03)5253 - 8891	
国土地理院	総務部 総務課	茨城県つくば市北郷1	(029)864 - 4148	(029)864 - 1807	
気象庁	総務部 総務課	千代田区大手町1-3-4	(03)3211 - 3014	(03)3201 - 0682	
海上保安庁	総務部 国際・危機管理官	千代田区霞が関2-1-3	(03)3591 - 9822	(03)3580 - 8778	
環境省	大臣官房総務課	千代田区霞が関1-2-2	(03)3580 - 1374	(03)3580 - 2517	

(2) 国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）

名称	担当部署	所在地	電話	FAX	その他の連絡方法
九州管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	福岡市博多区東公園7番7号	(092) 622 - 5000 (内5515)	(092) 641 - 8314	
福岡防衛施設局	総務部総務課	福岡市博多区博多駅東2-10-7(福岡第2合同庁舎)	(092) 483 - 8811	(092) 474 - 3685	
九州総合通信局	総務課	熊本市二の丸1-4 熊本合同庁舎2号館	(096) 326 - 7803	(096) 356 - 3523	
九州財務局	総務部総務課	熊本市二の丸1番2号	(096) 353 - 6351	(096) 324 - 0926	直通 (096) 353 - 5397
福岡財務支局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1(福岡合同庁舎)	(092) 411 - 7281	(092) 477 - 2255	
門司税関	総務部総務課総務第一係	北九州市門司区西海岸1-3-10(門司港港合同庁舎内)	(093) 332 - 8306	(093) 332 - 5336	
原子力事務所	研究開発局 開発企画課 立地地域対策室	千代田区丸の内2-5-1	(03) 5253 - 4111 (内4422)	(03) 6734 - 4130	
九州厚生局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-10-7(福岡第2合同庁舎2階)	(092) 472 - 2361	(092) 474 - 2244	
福岡労働局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1(福岡合同庁舎)	(092) 411- 4861	(092) 473 - 0736	
九州農政局	企画調整室	熊本県熊本市二の丸1-2(熊本合同庁舎)	(096) 353 - 7355	(096) 311 - 5280	
九州森林管理局	企画調整室	熊本県熊本市京町本丁2-7	(096) 328 - 3511	(096) 328 - 3543	
九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1(福岡第1合同庁舎)	(092) 482 - 5406	(092) 482 - 5960	
九州産業保安監督部	管理課	福岡市博多区博多駅東2-11-1(福岡第1合同庁舎8階)	(092) 482 - 5923	(092) 471 - 7496	
九州地方整備局	企画部 防災課	福岡市博多区博多駅東2-10-7	(092) 476 - 3544	(092) 476 - 3467	
九州運輸局	交通環境部 情報・防災課	福岡市博多区博多駅東2-10-7	(092) 476 - 2335	(092) 476 - 2316	
大阪航空局	総務部 航空保安対策課	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	(06) 6949 - 6211	(06) 6945 - 8460	
	福岡航空交通管制部 総務課	福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17	(092) 607 - 7111	(092) 607 - 0474	
福岡管区气象台	総務部 総務課	福岡市中央区大濠1-2-36	(092) 725 - 3601	(092) 725 - 6408	
第七管区海上保安本部	総務部総務課	北九州市門司区西海岸1-3-10	(093) 321 - 6038	(093) 321 - 6038	

部隊等の長及び窓口	区分	所在地	電話	内線	当直内線
西部方面總監 防衛部	陸上自衛隊	熊本県東町1-1-1	(096)368 -5111		
第4師団 第3部	陸上自衛隊	春日市大和町5-12	(092)591 -1020		
佐世保地方總監 第3幕僚室	海上自衛隊	佐世保市平瀬町無番地	(0956)23 -7111	3225	3222
西部航空方面隊司令官 防衛部	航空自衛隊	春日市市原町3-1-1	(092)581 -4031	2334	2850

(3) 関係指定公共機関

所管 省庁	名称	担当部署	所在地	電話	FAX	その他の 連絡方法
国土交 通省	独立行政法人海上 技術安全研究所	企画部企画 課	東京都三鷹市新川6-38- 1	(0422)41 -3007	(0422)41 -3247	
国土交 通省	独立行政法人海上 災害防止センター	総務部総務 課	横浜市西区みなとみらい 3-3-1三菱重工横浜ビル	(045)224 -4311	(045)224 -4312	
国土交 通省	独立行政法人建築 研究所	企画部企画 調査課	茨城県つくば市立原1番 地	(029)879 -0632	(029)864 -2989	(090)4390- 4567
経済産 業省	独立行政法人原子 力安全基盤機構	防災支援部 計画グループ	港区虎ノ門3丁目17-1	(03)4511 -1602	(03)4511 -1698	
国土交 通省	独立行政法人港湾 空港技術研究所	企画管理部 企画課	神奈川県横須賀市長瀬3 -1-1	(046)844 -5040	(046)844 -5072	
厚生労 働省	独立行政法人国立 病院機構	本部総務部 総務課	目黒区東が丘2-5-21	(03)5712 -5050	(03)5712 -5081	
経済産 業省	独立行政法人産業 技術総合研究所	企画本部	千代田区霞が関1-3-1	(03)5501 -0830	(03)5501 -0855	
総務省	独立行政法人消防 研究所	研究統括 官 事務局長	東京都三鷹市中原3-14- 1	代表(0422) 44-8331 (0422) 44-8345 (0422) 44-8340	(0422) 44-8440 (0422) 76-1545	
経済産 業省	独立行政法人情報 処理推進機構	セキュリティ センター	文京区本駒込 2-28-8	(03)5978 -7508	(03)5978 -7518	
総務省	独立行政法人情報 通信研究機構	総合企画部 企画戦略室	小金井市貫井北町4-2-1	(042)327 -7457	(042)327 -7458	
農林水 産省	独立行政法人森林 総合研究所	総務部総務 課	茨城県つくば市松の里1	(028)873 -2812	(028)873 -3796	

所管 省庁	名称	担当部署	所在地	電話	FAX	その他の 連絡方法
農林水 産省	独立行政法人水産 総合研究センター	総務部総務 課	横浜市西区みなとみらい 2-3-3 クイーンズタワー-B 15F	(045)227 - 2600	(045)227 - 2700	
国土交 通省	独立行政法人土木 研究所	企画部研究 企画課	茨城県つくば市南原1-6	(029)879 - 6751	(029)879 - 6752	
農林水 産省	独立行政法人農業 工学研究所	企画調整部 防災研究調 整官	茨城県つくば市観音台2- 1-6	(029)838 - 8193	(029)838 - 7609	中央防災 無線電話 :7942 同FAX :7943
農林水 産省	独立行政法人農業 ・生物系特定産業 技術研究機構	総合企画調 整部企画調 整室	茨城県つくば市観音台3- 1-1	(029)838 - 7699	(029)838 - 8525	
文部科 学省	独立行政法人放射 線医学総合研究所	研究振興局 基礎基盤研 究課	千代田区丸の内2-5-1	(03)6734 - 4115	(03)6734 - 4121	
国土交 通省	独立行政法人北海 道開発土木研究所	企画室	札幌市豊平区平岸1条3- 1-34	(011)841 - 1636	(011)824 - 1226	
国土交 通省	独立行政法人水資 源機構	総務部総務 課	埼玉県さいたま市中央区 新都心11-2	(048)600 - 6511	(048)600 - 6510	
金融庁	日本銀行	決済機構局 業務継続計 画担当	中央区日本橋本石町2-1 -1	(03)3277 - 3546	(03)3548 - 2317	
厚生労 働省	日本赤十字社	救護・福祉 部 救護課	港区芝大門1-1-3	(03)3437 - 7084	(03)3435 - 8509	
総務省	日本放送協会	報道局 気象・災害 センター	渋谷区神南2-2-1	(03)5455 - 3409	(03)3465 - 1936	
総務省	日本郵政公社	本社CSR室	千代田区霞が関1-3-2	(03)3504 - 4624	(03)3506 - 6732	
国土交 通省	日本道路公団	西日本会社 移行本部 管理事業部 事業統括チ ーム	大阪府大阪市北区堂島1 -6-20堂島アバンザ	(06)6344 - 7149	(06)6344 - 7186	
文部科 学省	独立行政法人日本 原子力研究開発機 構	研究開発局 原子力研究 開発課	千代田区丸の内2-5-1	(03)6734 - 4166	(03)6734 - 4167	
国土交 通省	九州旅客鉄道株式 会社	総務部総務 課	福岡市博多区博多駅前3 -25-21	(092)474 - 2501	(092)474 - 9745	

所管 省庁	名称	担当部署	所在地	電話	FAX	その他の 連絡方法
国土交 通省	日本貨物鉄道株式 会社	総合企画本 部 経営企画 部 企画・経営 計画グループ	千代田区飯田橋3-13-1	(03)3239 - 9121	(03)3239 - 9123	
総務省	日本電信電話株式 会社	第二部門 災害対策室	千代田区大手町2-3-1 通信ビル7F	(03)5205 - 5226	(03)3272 - 9039	
総務省	西日本電信電話株 式会社	基盤サービス部 災害対策室	大阪府大阪市中央区馬 場町3-15	(06)4793 - 7741	(06)4794 - 3861	
経済産 業省	九州電力株式会社	総務部 総務・地域 共生グループ	福岡市中央区渡辺通2-1 -82	(092)726 - 1591	(092)711 - 0357	
経済産 業省	西部瓦斯株式会社	総務広報部	福岡市博多区千代1-17- 1	(092)633 - 2239	(092)633 - 2277	
国土交 通省	オーシャン東九フェ リー株式会社	代表取締役	東京都中央区築地2-11- 9	(03)5148 - 0109	(03)5148 - 0129	
国土交 通省	株式会社名門大洋 フェリー	取締役営業 統括部長	大阪市西区江戸堀1-9-6	(06)6449 - 7155	(06)6449 - 5155	
国土交 通省	阪九フェリー株式会 社	常務取締役	北九州市門司区新門司 北1-1	(093)481 - 6581	(093)483 - 1200	
国土交 通省	ジェイアール九州バ ス株式会社	営業企画部	福岡市博多区堅粕2-22- 2	(092)642 - 8125	(092)651 - 6352	
国土交 通省	佐川急便株式会社	労務運行管 理部	京都府京都市南区上烏 羽角田町68番地	(075)691 - 6500	(075)681 - 2349	
国土交 通省	西濃運輸株式会社	営業企画管 理室	岐阜県大垣市田口町1番 地	(0584)82 - 5025	(0584)82 - 5041	
国土交 通省	日本通運株式会社	作業管理部 広域自動車 輸送専任	港区東新橋1-9-4	(03)6251 - 1430	(03)6251 - 6676	
国土交 通省	福山通運株式会社	社長室CSR 推進室	江東区越中島3-6-15	(03)3643 - 0292	(03)3643 - 3730	
国土交 通省	ヤマト運輸株式会 社	社会貢献部	東京都中央区銀座2-16- 10	(03)3541 - 3411	(03)3542 - 3887	
国土交 通省	エアーニッポン株式 会社	札幌支店 総務課	札幌市中央区北4条西4 丁目 伊藤加藤ビル3F	(011)271 - 1531	(011)232 - 0113	
国土交 通省	株式会社ジャルエ クスプレス	(株)日本航空 経営企画室	品川区東品川2-4-11	(03)5769 - 6032	(03)5769 - 6482	
国土交 通省	株式会社日本航空 インターナショナル	(株)日本航空 経営企画室	品川区東品川2-4-11	(03)5769 - 6032	(03)5769 - 6482	

所管 省庁	名称	担当部署	所在地	電話	FAX	その他の 連絡方法
国土交 通省	株式会社日本航空 ジャパン	(株)日本航空 経営企画室	品川区東品川2-4-11	(03)5769 - 6032	(03)5769 - 6482	
国土交 通省	スカイマークエアラ インズ株式会社	経営企画室	港区浜松町1-30-5 浜 松町スクエア12階	(03)5402 - 6033	(03)5402 - 6781	代表電話 (03)540 2-6767 代表FAX (03)540 2-6770
国土交 通省	全日本空輸株式会 社	福岡支店総 務課(福岡県)	福岡市中央区天神1-12- 14 紙与渡辺ビル	(092)720 - 3700	(092)720 - 3400	
国土交 通省	日本トランスオーシ ョン航空株式会社	(株)日本航空 経営企画室	品川区東品川2-4-11	(03)5769 - 6032	(03)5769 - 6482	
国土交 通省	西日本旅客鉄道株 式会社	経営企画本 部経営企画 グループ	大阪市北区芝田2-4-24	(06)6375 - 8917	(06)6375 - 8976	
国土交 通省	西日本鉄道株式会 社	鉄道事業本 部営業部計 画課	福岡市中央区天神1-11- 17 福岡ビル6F	(092)734 - 1503	(092)751 - 3315	
国土交 通省	井本商運株式会社	営業部	兵庫県神戸市中央区京 町70	(078)322 - 1600	(078)322 - 1610	
国土交 通省	川崎近海汽船株式 会社	総務部	千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞ヶ関ビル	(03)3592 - 5800	(03)3592 - 5911	
総務省	エヌ・ティ・ティ・コミ ュニケーションズ株 式会社	ネットワーク事業 部 統合ネッ トワーク部(危 機管理)	千代田区内幸町2-1-1 飯野ビル2階201	(03)5202 - 9909	(03)5501 - 3014	
総務省	KDDI株式会社	運用本部運 用管理部 統括グループ	新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル	(03)3347 - 5299	(03)3347 - 6243	
総務省	日本テレコム株式 会社	総務部	港区東新橋1-9-1 東京 汐留ビルディング	代(03)68 88-8000	(03)3572 - 5540	
総務省	株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ	災害対策室	千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー35F	(03)5156 - 1729	(03)5156 - 0265	
総務省	株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ九州	災害対策室	福岡市中央区舞鶴2-3-1 ドコモ九州舞鶴ビル	(092)717 - 5529	(092)737 - 3251	
総務省	ボーダフォン株式会 社	コーポレート セキュリティ室	港区愛宕2-5-1 愛宕グ リーンヒルズMORIタワー	(03)6403 - 1065	(03)6403 - 2932	業務用携帯(090) 9834-5847

(4) 指定地方公共機関

名称	担当部署	所在地	電話	FAX	その他の 連絡方法
大牟田瓦斯株式会社	工務部	大牟田市泉町4-5	(0944)53 - 1021	(0944)53 - 1034	
西日本ガス株式会社	企画部	柳川市新外町89-2	(0944)74 - 1414	(0944)72 - 4190	
筑紫ガス株式会社	総務課	筑紫野市紫2-12-10	(092)923 - 3111	(092)923 - 2749	
直方ガス株式会社	工務部	直方市新町2-5-22	(0949)22 - 2496	(0949)24 - 3714	
飯塚ガス株式会社	総務部	飯塚市横田677-2	(0948)22 - 8646	(0948)23 - 6018	
中間ガス株式会社	供給部	中間市池田1-4-1	(093)245 - 2881	(093)244 - 8440	
高松ガス株式会社	総務主任	遠賀郡水巻町頃末北4-6-1	(093)201 - 6055	(093)202 - 5018	
社団法人福岡県LPガス 協会	事務局	福岡市博多区山王1-10-15	(092)476 - 3838	(092)476 - 0220	
平成筑豊鉄道株式会社	総務課	田川郡金田町金田1145-2	(0947)22 - 1000	(0947)22 - 0910	
筑豊電気鉄道株式会社	総務課	中間市鍋山町1-6	(093)243 - 5525	(093)243 - 5526	
甘木鉄道株式会社	運輸部	甘木市甘木1320	(0946)23 - 1900	(0946)22 - 5628	
北九州高速鉄道株式会 社	総務課 庶務係	北九州市小倉南区企救丘2 -13-1	(093)961 - 0101	(093)961 - 0555	
西鉄バス二日市株式会 社		筑紫野市大字原836-1	(092)928 - 8383	(092)924 - 7718	
西鉄バス宗像株式会社		宗像市陵巖寺4-7-1	(0940)35 - 3554	(0940)32 - 2102	
西鉄バス両筑株式会社		甘木市菩提寺540-1	(0946)22 - 3838	(0946)26 - 1139	
西鉄バス久留米株式会 社		久留米市御井町2291-1	(0942)41 - 9174	(0942)43 - 6363	
西鉄バス大牟田株式会 社		大牟田市白金町63	(0944)53 - 8131	(0944)53 - 8139	
西鉄バス筑豊株式会社	運行部	飯塚市片島2-19-1	(0948)29 - 4060	(0948)28 - 9359	
西鉄高速バス株式会社	業務課	福岡市那の津4-3-22	(092)714 - 2428	(092)714 - 2435	

名称	担当部署	所在地	電話	FAX	その他の連絡方法
西鉄バス北九州株式会社	総務課 総務係	北九州市小倉北区砂津1-1 -2	(093)522 -1111	(093)521 -5299	
九州急行バス株式会社	総務課	福岡市博多区博多駅南4-7 -2	(092)411 -2242	(092)411 -2243	
堀川バス株式会社	統括部	八女市本町1番地	(0943)23 -2117	(0943)23 -6269	
株式会社甘木観光バス	営業部	甘木市大字甘木1396番地 2	(0946)22 -1513	(0946)22 -4728	
西鉄観光バス株式会社	総務部	福岡市中央区地行2-3-10	(092)722 -2347	(092)722 -2321	
西鉄北九州観光株式会社	総務課	北九州市小倉北区青葉1-2 -32	(093)563 -3776	(093)563 -3773	
九州観光バス株式会社	総務課	福岡市博多区石城町10-18	(092)271 -1961	(092)271 -2930	
柳城観光株式会社		柳川市下宮永町1092	(0944)73 -1890	(0944)73 -2603	
九州郵船株式会社	課長代理	福岡市博多区神屋町1-27	(092)281 -0831	(092)281 -0444	
大川海運物産株式会社	フェリー部	福岡市中央区那の津3-46- 7	(092)715 -3121	(092)715 -3122	
九州西武運輸株式会社	総務課	福岡市博多区東那珂 3-7- 58	(092)431 -8121	(092)471 -1957	
久留米運送株式会社	総務部	久留米市東櫛原町353	(0942)39 -2151	(0942)34 -9797	
株式会社博運社	総務部	糟屋郡志免町別府621	(092)621 -8831	(092)611 -6546	
株式会社ランテック	社長室	福岡市博多区古門戸町 4- 26	(092)282 -2376	(092)282 -2218	
九州産業運輸株式会社	営業本部	北九州市門司区浜町10-16	(093)331 -2121	(093)331 -3477	
丸善海陸運輸株式会社	総務部	久留米市善導寺町飯田415 -1	(0942)47 -0737	(0942)47 -5139	
三友通商株式会社	総務課	筑紫野市上古賀2-1	(092)924 -4542	(092)924 -8951	
社団法人福岡県トラック協会	専務理事	福岡市博多区博多駅東 1- 18-8	(092)451 -7878	(092)472 -6439	
社団法人福岡県医師会	情報企画課	福岡市博多区博多駅南2-9 -30	(092)431 -4564	(092)411 -6858	

名称	担当部署	所在地	電話	FAX	その他の連絡方法
社団法人福岡県歯科医師会	事務局	福岡市中央区大名1-12-43	(092)771 - 3531	(092)771 - 2988	
社団法人福岡県薬剤師会	事務局	福岡市博多区住吉2-20-15	(092)271 - 3791	(092)281 - 4104	
アール・ケー・ビー毎日放送株式会社	報道部	福岡市早良区百道浜2-3-8	(092)852 - 6600	(092)844 - 8885	
九州朝日放送株式会社	報道制作局	福岡市中央区長浜1-1-1	(092)752 - 5155	(092)751 - 4574	
株式会社テレビ西日本	報道局	福岡市早良区百道浜2-3-2	(092)852 - 5516	(092)852 - 5616	
株式会社福岡放送	報道制作局	福岡市中央区渡辺通1-1-1	(092)713 - 5321	(092)725 - 6801	
株式会社ティー・ヴィー・キュー九州放送	報道スポーツ局	福岡市博多区住吉2-3-1	(092)262 - 0071	(092)272 - 5905	
株式会社エフエム福岡	放送本部	福岡市中央区渡辺通 2-1-82	(092)781 - 6185	(092)741 - 8601	
株式会社エフエム九州	営業制作本部	北九州市小倉北区古船場町9番11号	(093)551 - 9119	(093)533 - 3532	
株式会社九州国際エフエム	総務部	福岡市中央区天神2-5-35	(092)724 - 7610	(092)716 - 0761	
福岡県道路公社	総務係	福岡市博多区吉塚本町13-50	(092)641 - 0101	(092)632 - 8388	
福岡北九州高速道路公社	総務係	福岡市東区東浜2-7-53	(092)631 - 3282	(092)631 - 3287	

(5) 市町村

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話番号(内線)	緊急時NTT電話番号	NTTFAX
北九州市	総務市民局安全・安心課			093-582-2988	同左	093-582-3889
福岡市	市民局危機管理課	78-201-70	1-78-201-75	092-711-4056	同左	092-733-5861
大牟田市	行政管理部総務課	78-202-71	1-78-202-75	0944-41-2551 (in)	0944-41-2222 (宿直用)	0944-41-2552
久留米市	総務部生活安全推進室			0942-30-9052	0942-39-8835	0942-30-9706
直方市	総務課総務法制係	78-204-70	1-78-204-75	0949-25-2222	0949-25-2000	0949-24-3812
飯塚市	総務部総務課総務係	78-205-70	1-78-205-75	0948-22-5500 (222)	同左	0948-21-2066
田川市	総務部総務情報課	78-206-70	1-78-206-75	0947-44-2000 (540)		0947-46-0124
柳川市	総務課防災安全係	78-207-70	1-78-207-75	0944-73-8111 (354)	同左	0944-74-1374
山田市	総務課総務係	78-208-70	1-78-208-75	0948-53-1121 (211)		0948-53-1149
甘木市	消防防災課消防防災係	78-209-70	1-78-209-75	0946-22-1111 (119)	0946-23-0364	0946-24-8257
八女市	総務課総務法制係	78-210-70	1-78-210-75	0943-23-1111 (212)	同左	0943-22-2186
筑後市	総務課庶務法制係			0942-53-4111 (131)		0942-52-5928
大川市	総務課庶務係	78-212-70	1-78-212-75	0944-87-2101 (202)	0944-87-2101	0944-88-1776
行橋市	総務課総務係	78-213-70	1-78-213-75	0930-25-1111 (1431)	同左	0930-25-0299
豊前市	総務課交通防災係	78-214-70	1-78-214-75	0979-82-1111 (1334)	0979-82-1111	0979-83-2560
中間市	総務課文書法制係	78-215-70	1-78-215-75	093-246-6232	093-246-4325	093-245-5598
小郡市	総務課防災安全係	78-216-70	1-78-216-75	0942-72-2111 (242)	同左	0942-73-4466
筑紫野市	総務課地域政策担当	78-217-70	1-78-217-75	092-923-1111 (234)	092-920-7413	092-923-5391
春日市	土木管理課消防防災担当	78-218-70	1-78-218-75	092-584-1111 (3702)	092-584-1137	092-584-1143

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話番号(内線)	緊急時NTT電話番号	NTTFAX
大野城市	環境課	78-219-70	1-78-219-75	092-501-2211 (387)	同左	092-572-8432
宗像市	総務課総務係	78-220-70	1-78-220-75	0940-36-5050	0940-36-1121	0940-37-1242
太宰府市	総務課消防・防災係	78-221-71	1-78-221-75	092-921-2121 (519)	092-921-2142	092-921-1601
前原市	総務課防災係	78-222-70	1-78-222-75	092-323-1111 (1216)	092-323-1123	092-324-0239
古賀市	総務課庶務係	78-223-70	1-78-223-75	092-942-1111 (322)	同左	092-942-3758
福津市	生活安全課安心安全まちづくり係	78-362-70	1-78-362-75	0940-43-8107	0940-42-8112	0940-43-3168
うきは市	総務課消防防災係	78-481-70	1-78-481-75	0943-75-3111 (222)	同左	0943-75-5509
那珂川町	環境課生活防災係	78-305-70	1-78-305-75	092-953-2211 (135)		092-953-0688
宇美町	総務課消防防災防犯係	78-341-70	1-78-341-75	092-932-1111 (113)	092-934-2246	092-933-7512
篠栗町	総務課消防係	78-342-70	1-78-342-75	092-947-1111 (313)	092-947-3437	092-947-7977
志免町	総務課消防防災係	78-343-70	1-78-343-75	092-935-1001 (416)	同左	092-935-9459
須恵町	総務課消防防災係	78-344-70	1-78-344-75	092-932-1151 (317)	同左	092-933-6579
新宮町	総務課業務係	78-345-70	1-78-345-75	092-963-1730	092-962-0236	092-962-2078
久山町	総務課消防防災係	78-348-70	1-78-348-75	092-976-1111 (213)	同左	092-976-2463
粕屋町	総務課生活防災係	78-349-70	1-78-349-75	092-938-2311 (225)	092-938-5778	092-938-3150
芦屋町	総務課庶務係	78-381-70	1-78-381-75	093-223-0881 (293)	093-223-5292	093-223-3927
水巻町	総務課庶務係			093-201-4321	同左	093-201-4423
岡垣町	総務課庶務係	78-383-70	1-78-383-75	093-282-1211 (233)	同左	093-282-4000
遠賀町	総務課	78-384-70	1-78-384-75	093-293-1234 (262)	同左	093-293-0806

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話番号(内線)	緊急時NTT電話番号	NTTFAX
小竹町	総務課庶務係	78-401-70	1-78-401-75	09496-2-1212 (109)	09496-2-1211	09496-2-1140
鞍手町	総務課庶務係	78-402-70	1-78-402-75	0949-42-2111 (322)	0949-42-2919	0949-42-5693
宮田町	総務課庶務係	78-403-70	1-78-403-75	0949-32-0511	0949-32-0510	0949-32-9430
若宮町	総務課総務係	78-404-70	1-78-404-75	0949-52-1111 (114)	同左	0949-52-3119
桂川町	総務課	78-421-70	1-78-421-75	0948-65-1100 (214)	0948-65-3241	0948-65-3424
稲築町	総務課庶務係	79-422-70	1-79-422-75	0948-42-1231 (122)	同左	0948-42-1289
碓井町	総務課総務係	78-423-70	1-78-423-75	0948-62-2270 (210)	同左	0948-62-5018
嘉穂町	総務課庶務係	78-424-70	1-78-424-75	0948-57-1212 (30)	同左	0948-57-4020
筑穂町	総務課	78-425-70	1-78-425-75	0948-72-1100 (321)	同左	0948-72-3094
穂波町	総務課庶務係	78-426-70	1-78-426-75	0948-22-0380 (324)	0948-22-2498	0948-29-5440
庄内町	総務課庶務係	78-427-70	1-78-427-75	0948-82-1200 (171)	同左	0948-82-3520
額田町	総務課庶務係	78-428-70	1-78-428-75	09496-2-2211 (19)	同左	09496-2-0332
杷木町	総務課庶務係	78-441-70	1-78-441-75	0946-62-1110 (212)	0946-62-1111	0946-63-3569
朝倉町	総務課管財係	78-442-70	1-78-442-75	0946-52-1111 (215)	同左	0946-52-3150
筑前町	環境保全課消防安全係	78-444-70	1-78-444-75	0946-42-6609		0946-42-2011
東峰村	総務課	78-446-70	1-78-462-75	0946-72-2311		0946-72-2038
二丈町	総務課管財係	78-462-70	1-78-462-75	092-325-1111 (232)	同左	092-325-0179
志摩町	総務課庶務係	78-463-70	1-78-463-75	092-327-1111 (223)	092-327-2472	092-327-2707
大刀洗町	総務課庶務係	78-503-70	1-78-503-75	0942-77-0101 (105)	0942-77-0101	0942-77-3063

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話番号(内線)	緊急時NTT電話番号	NTTFAX
大木町	総務課管理防災係	78-522-70	1-78-522-75	0944-32-1013 (115)	同左	0944-32-1054
黒木町	総務課庶務係	78-541-70	1-78-541-75	0943-42-1111 (226)	同左	0943-42-4591
上陽町	総務課庶務係	78-542-70	1-78-542-75	0943-54-2211 (16)	同左	0943-54-2809
立花町	総務課行政係	78-543-70	1-78-543-75	0943-23-5141 (214)	同左	0943-22-3512
広川町	総務課行政係	78-544-70	1-78-544-75	0943-32-1111 (112)	0943-32-1111	0943-32-5164
矢部村	総務課総務係	78-545-70	1-78-545-75	0943-47-3111 (201)	同左	0943-47-2855
星野村	総務課庶務係	78-546-71	1-78-546-75	0943-52-3111 (212)	0943-52-2005	0943-52-3283
瀬高町	総務課人事庶務課	78-561-70	1-78-561-75	0944-63-6111 (308)	0944-63-6111	0944-62-2411
山川町	総務課人事係	78-564-70	1-78-564-75	0944-67-1111 (211)	同左	0944-67-1696
高田町	総務課財政庶務係	78-581-70	1-78-581-75	0944-22-5611 (214)	同左	0944-22-6381
香春町	総務課庶務係	78-601-70	1-78-601-75	0947-32-2511	同左	0947-32-4815
添田町	総務課防災対策係	78-602-70	1-78-602-75	0947-82-1231 (121)	同左	0947-82-2869
金田町	総務課消防防災選挙係	78-603-70	1-78-603-75	0947-22-0555 (306)	0947-22-0555	0947-22-0782
糸田町	総務課消防係	78-604-70	1-78-604-75	0947-26-1231 (212)	同左	0947-26-1651
川崎町	総務課防災管財係	78-605-70	1-78-605-75	0947-72-3000 (230、231)	同左	0947-72-6453
赤池町	総務課庶務係	78-606-70	1-78-606-75	0947-28-2004 (220)	0947-28-3025	0947-28-5164
方城町	総務課庶務係	78-607-70	1-78-607-75	0947-22-0520 (220)	同左	0947-22-0771
大任町	総務課消防係	78-608-70	1-78-608-75	0947-63-3000 (209)	同左	0947-63-3813
赤村	総務課総務係	78-609-70	1-78-609-75	0947-62-3000 (134)	同左	0947-62-3007

市町村名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT電話番号(内線)	緊急時NTT電話番号	NTTFAX
苅田町	総務課くらし安全係	78-621-70	1-78-621-75	093-434-1112 (317)	093-434-5852	093-436-3014
犀川町	総務課行政係	78-622-70	1-78-622-75	0930-42-0001 (63,64,65)		0930-42-1993
勝山町	総務課庶務係	78-623-70	1-78-623-75	0930-32-2511 (45)	同左	0930-32-4563
豊津町	総務課財政課庶務係	78-624-70	1-78-624-75	0930-33-3111 (216)	0930-33-4800	0930-33-3355
椎田町	総務課庶務係	78-641-70	1-78-641-75	0930-56-0300 (312)	同左	0930-56-1405
吉富町	総務課庶務秘書係	78-642-70	1-78-642-75	0979-24-1122 (133)	同左	0979-24-3219
築城町	総務課庶務係	78-643-70	1-78-643-75	0930-52-0001 (111)	同左	0930-52-2786
上毛町	総務課総務係			0979-72-3111	同左	0979-72-4664

(6) 消防本部(局)

消防本部(局)名	担当部署名	所在地	電話番号	FAX番号
北九州市消防局	防災課	北九州市小倉北区大手町3-9	093-582-2110	093-582-2112
福岡市消防局	警備部警防課 警防企画係	福岡市中央区舞鶴3-9-7	092-725-6952	092-725-6952
大牟田市消防本部	警防課	大牟田市浄真町46	0944-53-3521	0944-53-7460
久留米市消防本部	総務課	久留米市東櫛原町999-1	0942-38-5157	0942-38-5172
直方市消防本部	警防課	直方市新町2-5-10	0949-25-2303	0949-25-2308
筑後市消防本部	警防課	筑後市山ノ井900	0942-52-2020	0942-53-6658
大川市消防本部	総務課	大川市郷原483-5	0944-88-1145	0944-88-1799
行橋市消防本部	警防課	行橋市中央1-9-9	0930-25-2326	0930-26-3074

消防本部(局)名	担当部署名	所在地	電話番号	FAX番号
中間市消防本部	警防課	中間市中間2-2-2	093-244-0901	093-246-0119
苅田町消防本部	警防課	苅田町京町2-4-4	093-434-0119	093-434-5236
柳川市消防本部	警防課	柳川市本城町4-2	0944-74-0119	0944-74-0185
糸島地区消防厚生施設 組合糸島消防本部	警防課	前原市前原1783-1	092-322-4222	092-324-4514
八女消防本部	警防課	八女市本村深町22-1	0943-24-0119	0943-25-1119
筑紫野太宰府消防本部	警防課警防係	筑紫野市立明寺705-2	092-924-5642	092-924-3397
飯塚地区消防本部	総務課庶務係	飯塚市片島3-16-8	0948-22-1966	0948-28-4363
瀬高町外二町消防組合 消防本部	総務課人事企 画係	瀬高町小川270	0944-62-5125	0944-62-3234
春日・大野城・那珂川消 防組合消防本部	警備課	春日市春日2-2-1	092-584-1191	092-584-1194
田川地区消防本部	総務課総務係	田川市川宮1570	0947-44-0650	0947-46-1404
京築広域圏消防本部	警防課	豊前市荒堀525-1	0979-82-0119	0979-83-2630
福岡県南広域消防組合 消防本部	警防課	久留米市山川沓形町3-15	0942-43-8119	0942-43-7317
直方鞍手広域市町村圏 事務組合消防本部	警防課	宮田町宮田浮州16-1	0949-32-1132	0949-32-9425
甘木・朝倉消防本部	警防課	甘木市一木18-20	0946-22-0119	0946-24-1334
粕屋南部消防本部	総務課	志免町田富170	092-935-5111	092-935-4882
宗像地区消防本部	警防課	宗像市田熊5-1-3	0940-36-2425	0940-37-0011
粕屋北部消防本部	警防課	古賀市今在家167-1	092-944-0131	092-944-0462
遠賀郡消防本部	警防課	遠賀町広渡1639	093-293-8124	093-291-4008

2 安否情報省令

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」総務省令第44号（平成17年3月28日）

（安否情報の報告方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第1号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第2条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第2号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の回答方法）

第3条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第3号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）	第二十五条第二項
---	----------

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）	第二条及び第三条
--	----------

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申請者 住所 _____ 氏名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由		
備考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
申請者の確認		
備考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 印の欄には記入しないこと。

安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
照会に係る者	住 所	
	氏 名	
	フリガナ	
出生の年月日		男 女 の 別
国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）		その他個人を識別するための情報
居 所		負傷又は疾病の状況
連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

3 火災・災害等即報要領

					昭和59年10月15日
					消防災第267号消防庁長官
改正	平成	6年	12月	消防災第	279号
	平成	7年	4月	消防災第	83号
	平成	8年	4月	消防災第	59号
	平成	9年	3月	消防情第	51号
	平成	12年	11月	消防災第	98号
				消防情第	125号
	平成	15年	3月	消防災第	78号
				消防情第	56号
	平成	16年	9月	消防震第	66号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

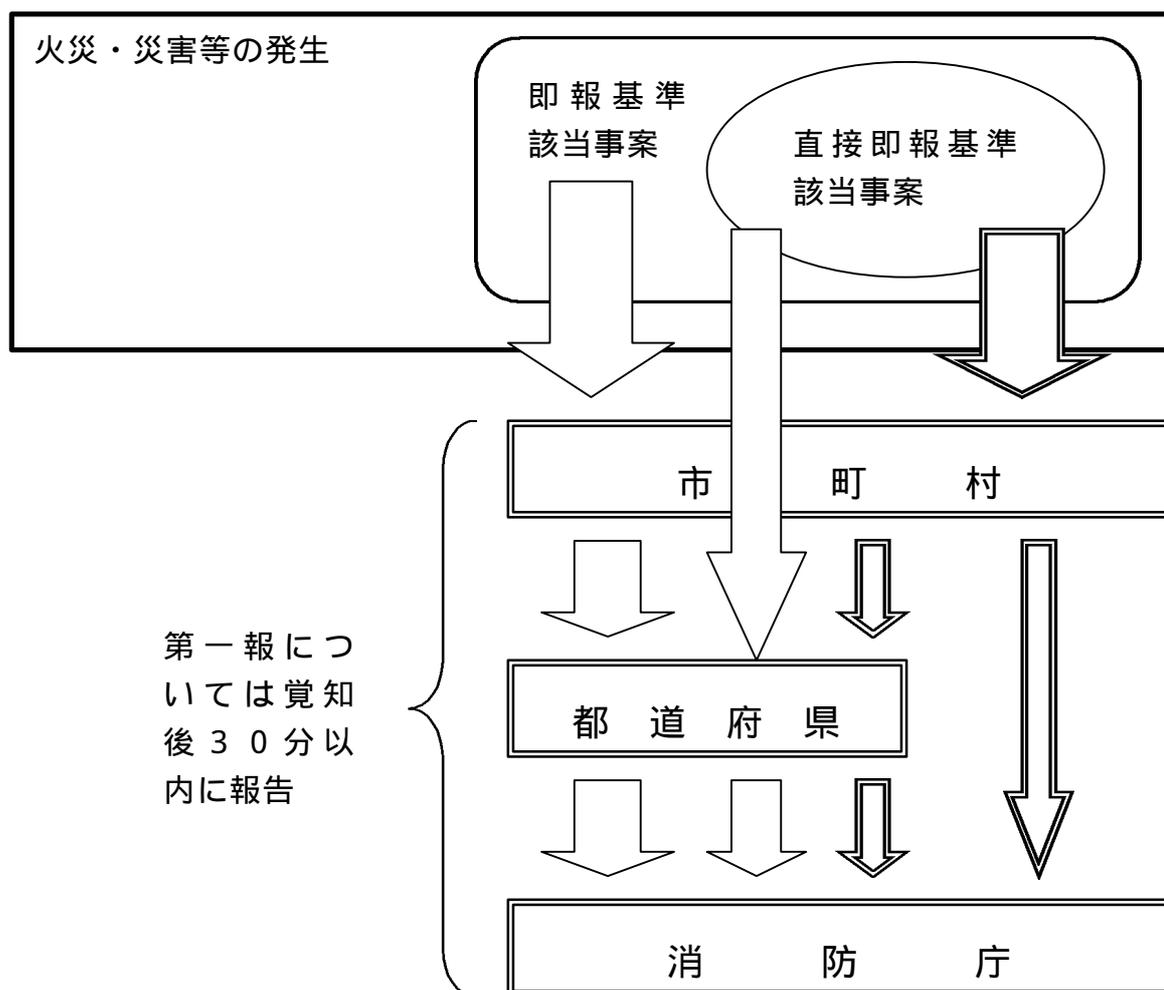
3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火

災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

2) 負傷者が5名以上発生したもの

3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

5) 海上、河川への危険物等流出事故

6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
（例示）
 - ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - ・バスの転落による救急・救助事故
 - ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したものの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内的の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内的の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)の工に同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

< 火災等即報 >

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」、「林野火災」、「車両火災」、「船舶火災」、「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入

すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) 被災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「 (株) 工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所

にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(7) 施設の概要

「 と××を原料とし、触媒を用いて* *製品を作る 製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

< 救急・救助事故等即報 >

3 第3号様式（救急・救助事故等）

- (1) 事故災害種別
「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。
- (2) 事故等の概要
「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。
- (3) 死傷者等
ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。
イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。
- (4) 救助活動の要否
救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。
- (5) 要救護者数（見込）
救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）
で、未だ救助されていない者の数を記入すること。
また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。
- (6) 消防・救急・救助活動状況
出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、
所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬
送状況等活動の状況について記入すること。
- (7) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、
事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入する
こと。
- (8) その他参考事項
以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。
（例）
 - ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
 - ・ 避難の勧告・指示の状況
 - ・ 避難所の設置状況
 - ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

< 災害即報 >

4 第4号様式

1) 第4号様式 - その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

- (ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- (イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- (ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- (エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- (オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式 - その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

- ア 災害の発生場所
被害を生じた市町村名又は地域名
- イ 災害の発生日時
被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

爆発を除く。
 消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		
火元の業態・ 用 途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた 理 由			
	負傷者 重症 中等症 軽症 人 人 人					
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼 損 程 度	焼損 棟数	全半 部分焼 ぼ や	棟 棟 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積
り災世帯数					気 象 状 況	m ² m ² a
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他		台	人 人 人		
救急・救助 活動状況						
災害対策本部等 の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足り

- 事故名
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()						
発生場所							
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他					
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分				
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分				
消防覚知方法		気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()						
施設の概要	危険物施設の区分						
事故の概要							
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等	人(人)			
			重症	人(人)			
			中等症	人(人)			
			軽症	人(人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 使用停止命令 月 日 時 分		出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材		
			事 業 所	自衛防災組織	人		
				共同防災組織	人		
				そ の 他	人		
					消防本部(署)	台	
					消 防 団	台	
					海 上 保 安 庁	人	
					自 衛 隊	人	
		そ の 他	人				
災害対策本部等の 設置状況							
その他参考事項							

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)
	計 人	重症	人(人)
	不明 人	中等症	人(人)
		軽症	人(人)
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設 置 状 況	(都道府県)			(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

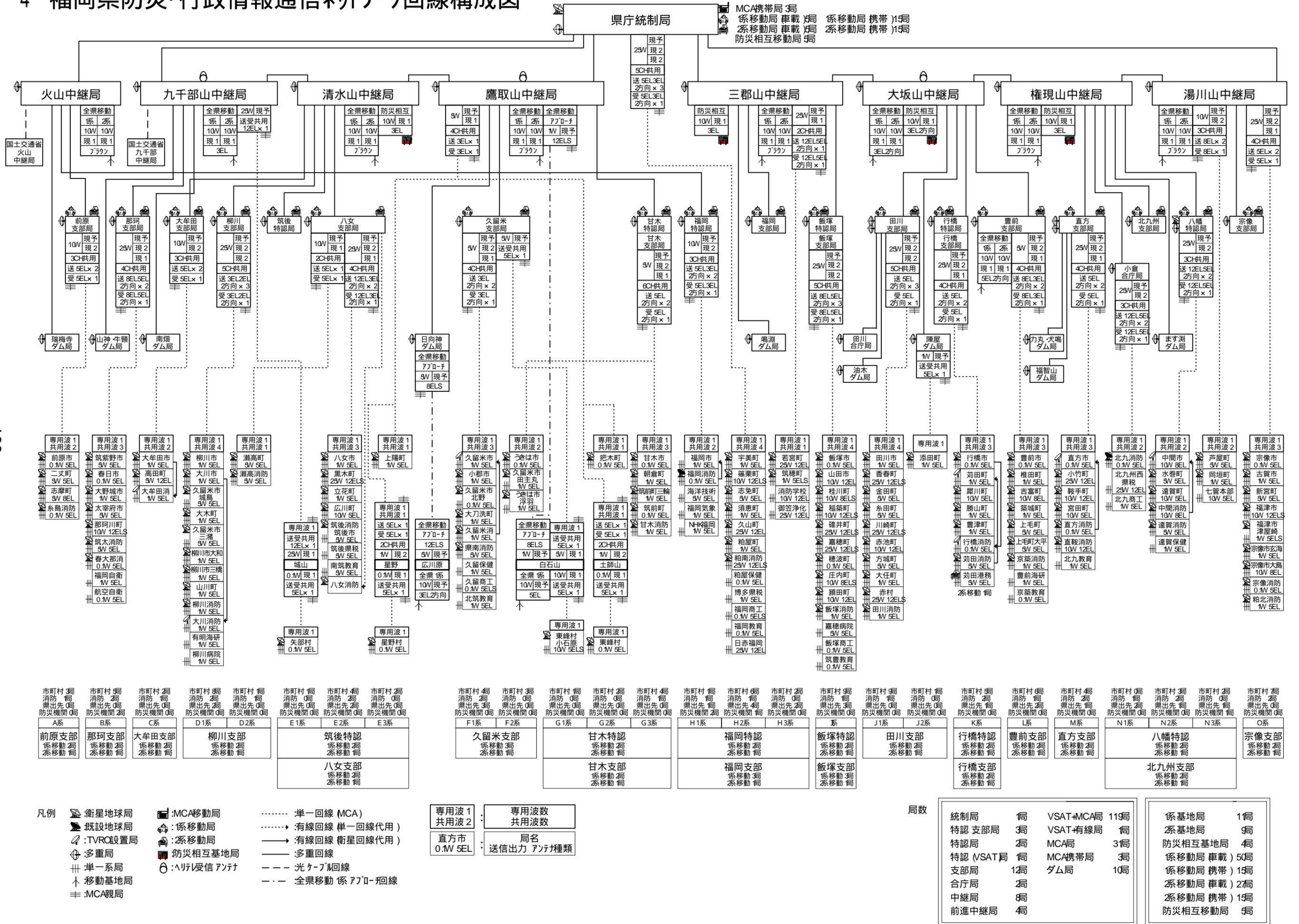
第4号様式(その2)
(被害状況即報)

都道府県			区分			被害		
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報		田	流失・埋没	ha			
	(月 日 時現在)			冠 水	ha			
報告者名			畑	流失・埋没	ha			
				冠 水	ha			
区分			被害			文教施設	箇所	
区分			被害			病院	箇所	
区分			被害			道路	箇所	
人的被害	死者		人			橋りょう	箇所	
	行方不明者		人			河川	箇所	
	負傷者	重傷	人			港湾	箇所	
		軽傷	人			砂防	箇所	
住家被害	全壊		棟			清掃施設	箇所	
			世帯			崖くずれ	箇所	
			人			鉄道不通	箇所	
	半壊		棟			被害船舶隻		
			世帯			水道戸		
			人			電話回線		
	一部破損		棟			電気戸		
			世帯			ガス戸		
			人			ブロック塀等	箇所	
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
非住家	公共建物		棟			り 災 世 帯 数	世帯	
	その他		棟			り 災 者 数	人	
						火災発生		
			建	物	件			
			危	険	物	件		
			そ	の	他	件		

区 分		被 害	災等 害の 対設 策置 本状 部況	都 道 府 県 市 町 村				
公 立 文 教 施 設	千円							
農 林 水 産 業 施 設	千円							
公 共 土 木 施 設	千円							
そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
小 計	千円							
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体							
そ の 他	農 業 被 害	千円	災 適 害 用 市 救 町 村 助 名 法	計	団体			
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
そ の 他	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人				
被 害 総 額	千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人				
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 							

被害額は省略することができるものとする。

4 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク回線構成図



- 凡例
- 衛星地球局
 - 既設地球局
 - TVRO設置局
 - 多重局
 - 単一系局
 - 移動基地局
 - MCA親局
 - MCA移動局
 - 係移動局
 - 係移動局
 - 防災相互基地局
 - 単一回線 (MCA)
 - 有線回線 (単一回線代用)
 - 有線回線 (衛星回線代用)
 - 多重回線
 - 光ケーブル回線
 - 全県移動 係 770-7 回線

専用波 1 共用波 2	専用波数 共用波数
直方市 0.1W 5EL	局名 送信出力 アンテナ種類

局数	
統制局	1局
特認 支局	3局
特認局	2局
特認 (VSAT局)	1局
支局	12局
合庁局	2局
中継局	8局
前進中継局	4局
VSAT+MCA局	11局
VSAT+有線局	1局
MCA局	3局
MCA携帯局	3局
ダム局	10局
係基地局	1局
係基地局	9局
防災相互基地局	4局
係移動局 (車載)	50局
係移動局 (携帯)	15局
係移動局 (車載)	2局
係移動局 (携帯)	15局
防災相互移動局	5局

5 災害拠点病院一覧表

(基幹災害医療センター・地域災害医療センター)

区分	二次医療圏名	医療機関名	病床数	所在地	電話番号	ヘリポートの状況		
						敷地内外	区分	病院からの距離
基幹災害医療センター		国立病院九州医療センター	700	福岡市中央区地行浜1-8-1	092-852-0700	敷地内	緊急時	
地域災害医療センター	福岡・糸島	済生会福岡総合病院	390	福岡市中央区天神1-3-46	092-771-8151	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡大学病院	915	福岡市城南区七隈7-45-1	092-801-1011	敷地内	臨時時	
地域災害医療センター	福岡・糸島粕屋	九州大学病院	1,275	福岡市東区馬出3-1-1	092-641-1151	敷地外	公共用	6.5km
地域災害医療センター	福岡・糸島筑紫	福岡赤十字病院	509	福岡市南区大楠3-1-1	092-521-1211	敷地外	公共用	5.0km
地域災害医療センター	北九州	北九州市立八幡病院	439	北九州市八幡東区西本町4-18-1	093-662-6565	敷地外	緊急時	1.3km
地域災害医療センター	北九州	北九州市立医療センター	687	北九州市小倉北区馬借2-1-1	093-541-1831	敷地外	緊急時	1.5km
地域災害医療センター	北九州	健和会大手町病院	653	北九州市小倉北区大手町15-1	093-592-5511	敷地外	緊急時	2.0km
地域災害医療センター	北九州京築	北九州総合病院	500	北九州市小倉南区湯川5-10-10	093-921-0560	敷地外	公共用	4.5km
地域災害医療センター	北九州宗像	産業医科大学病院	618	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	093-603-1611	敷地内	緊急時	
地域災害医療センター	久留米甘木・朝倉	久留米大学病院	1,263	久留米市旭町67	0942-35-3311	敷地内	非公共用	
地域災害医療センター	久留米八女・筑後	聖マリア病院	1,388	久留米市津福本町422	0942-35-3322	敷地外	非公共用	2.5km
地域災害医療センター	有明	大牟田市立総合病院	400	大牟田市宝坂町2-19-1	0944-53-1061	敷地外	緊急時	0.3km
地域災害医療センター	飯塚直方・鞍手	飯塚病院	1,157	飯塚市芳雄町3-83	0948-22-3800	敷地外	緊急時	2.0km
地域災害医療センター	田川	田川市立病院	342	田川市大字糶17-00-2	0947-44-2100	敷地外	緊急時	2.5km

6 二種感染症指定医療機関一覧表

医療機関名	住所	電話
福岡市立こども病院感染症センター	福岡市中央区唐人町 2 - 5 - 1	092-713-3111
北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借 2 - 1 - 1	093-541-1831
久留米大学病院	久留米市旭町 6 7	0942-35-3311
田川市立病院	田川市大字糶 1 7 0 0 - 2	0947-44-2100

7 緊急交通路一覧表

地域	種別	道路名	距離(km)	選定理由	予備路線
福岡地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道 3 号
		国道 3 号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車
		国道 2 0 2 号	67.1	佐賀・長崎方面からの緊急輸送	福岡前原道
	海上輸送	国道 3 号	161.9	博多港(箱崎埠頭)等からの緊急輸送	
		市道千鳥橋唐人線	3.2	博多港(中央埠頭・箱崎埠頭)等からの緊急輸送	
	航空輸送	県道桧原比恵線	7.3	福岡空港等からの緊急輸送	国道 3 号
国道 3 号		161.9	陸自福岡駐屯地、航自春日原基地からの緊急輸送		

地域	種別	道路名	距離(km)	選定理由	予備路線
北九州地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車
		国道10号	70.4	大分・宮崎方面からの緊急輸送	
	海上輸送	国道10号	70.4	苅田港、宇島港等からの緊急輸送	
		国道199号	46.7	小倉港、門司港等からの緊急輸送	
	航空輸送	国道10号	70.4	北九州空港、航自築城基地等からの緊急輸送	
		県道北九州芦屋線	8.9	空自芦屋基地からの緊急輸送	国道3号
筑後地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車
		九州横断自動車道	31.3	大分・長崎方面等からの緊急輸送	
	海上輸送	国道209号	26.9	大牟田港、三池港からの緊急輸送	
	航空輸送	県道藤山国分1丁田線	1.9	陸上自久留米駐屯地からの緊急輸送	
		国道3号	161.9	陸上小郡駐屯地等からの緊急輸送	
筑豊地域	陸上輸送	国道200号	82.4	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道201号	79.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車
	海上輸送	国道201号	79.9	博多港、苅田港からの緊急輸送	
	航空輸送	県道飯塚福岡線	2.0	陸上自衛隊飯塚駐屯地からの緊急輸送	

各国道の延長は、バイパスを含む県内延長距離を計上

8 主要路線表

道路種別	路線名	起 点 終 点	延長 Km	備考
一般国道	2号	北九州市門司区(県界)～門司区(3号迄)	2.3	2.2
	3号	北九州市門司区～八女郡立花町(県界)	130.9	132.3
	10号	北九州市小倉北区(3号分岐)～杵築郡吉富町(県界)	55.1	56.7
	198号	門司港～北九州市門司区	0.6	0.6
	199号	北九州市門司区～北九州市八幡西区	37.6	33.1
	200号	北九州市八幡西区～筑紫野市	16.1	56.4
	201号	福岡市博多区～行橋市	64.0	77.3
	202号	福岡市博多区～糸島郡二丈町	65.1	51.8
	208号	大牟田市(県界)～大川市(県界)	28.6	28.7
	209号	大牟田市～久留米市	27.0	26.9
	210号	久留米市～浮羽郡浮羽町(県界)	36.8	32.7
	211号	朝倉郡宝珠山村(県界)北九州市八幡西区	41.4	41.3
	263号	福岡市城南区～福岡市早良区(県界)	20.1	18.6
	264号	久留米市(県界)～久留米市	2.5	2.5
	322号	北九州市小倉北区～久留米市	89.5	89.7
	385号	柳川市～福岡市博多区	36.4	36.1
	386号	朝倉郡杷木町～筑紫野市	31.1	31.0
	389号	大牟田市～大牟田市(県界)		4.0
	442号	八女郡矢部村～大川市	59.5	59.7
	443号	大川市～山門郡山川町(県界)	16.8	17.0
495号	遠賀郡芦屋町～糟屋郡新宮町	44.0		
496号	行橋市～京都郡犀川町	35.6		
500号	京都郡犀川町～小郡市	56.3		
高速自動車国道	関門自動車道	門司区(県界)～門司区黒川	7.0	
	九州縦貫自動車道	門司区黒川～大牟田市(県界)	126.4	
	九州横断自動車道	小郡市(県界)～朝倉郡朝倉町	18.7	
一般国道	(3号北九州道路)	門司区黒川～八幡西区市の瀬	25.0	
	(200号北九州直方道路)	八幡西区熊手～八幡西区馬場山	6.8	
主要地方道	(201号八木山八幡入)	粕屋郡篠栗町～嘉穂郡穂波町	13.4	13.3
	豊前万田線	豊前市～築上郡新吉富村(県界)	8.6	7.9
	豊前耶馬溪線	豊前市～豊前市(県界)	30.5	7.6
	大牟田植木線	大牟田市～大牟田市(県界)	7.6	7.5
	玉名八女線	八女郡立花町(県界)～八女市	15.6	15.0
	大牟田南関線	大牟田市～大牟田市(県界)	5.4	5.4
	室下木有木若宮線	鞍手郡鞍手町～宮田町		6.8

道路種別	路線名	起 点 終 点	延長 Km	備考
主要 地方道	玉名立花線	八女郡立花町(県界)～立花町	0.7	0.7
	筑紫野インター線	筑紫野市～筑紫野市		2.2
	馬場頓田線	甘木市～甘木市		2.9
	南関手鎌線	大牟田市(県界)～大牟田市	6.6	8.7
	有毛引野線	北九州市～北九州市		11.4
	前原富士線	前原市～前原市(県界)	15.8	15.9
	黒木鹿北線	八女郡黒木町～黒木町(県界)	4.1	4.0
	鳥栖朝倉線	小郡市～朝倉郡朝倉町	20.7	20.6
	佐賀八女線	三潁郡城島町(県界)～八女市	13.6	13.6
	吉富本耶馬溪線	築上郡吉富町～吉富町(県界)	12.4	12.4
	久留米基山筑紫野線	久留米市～筑紫野市	8.3	8.3
	大牟田川副線	大牟田市～大川市(県界)	28.7	28.6
	諸富西島線	大川市(県界)～三潁郡城島町	4.2	4.2
	佐賀大川線	大川市(県界)～大川市	0.5	0.5
	福岡直方線	福岡市博多区～直方市	40.5	38.5
	田川直方線	田川市～直方市	14.1	14.1
	久留米柳川線	久留米市～柳川市	18.6	19.4
	福岡東環状線	福岡市東区～福岡市博多区	13.7	14.2
	門司行橋線	北九州市門司区～行橋市	18.6	33.3
	北九州芦屋線	北九州市若松区～遠賀郡芦屋町	60.1	7.8
	直方芦屋線	直方市～遠賀郡芦屋町	19.6	19.6
	直方行橋線	直方市～行橋市	28.8	25.5
	直方宗像線	直方市～宗像市	13.8	13.8
	飯塚福岡線	飯塚市～宗像郡福岡町	27.3	27.3
	福岡筑紫野線	福岡市中央区～筑紫野市	19.1	19.0
	犀川豊前線	京都郡犀川町～豊前市	64.8	30.0
	甘木田主丸線	甘木市～浮羽郡田主丸町		8.6
	行橋添田線	行橋市～田川郡添田町	26.1	24.1
	筑紫野古賀線	筑紫野市～古賀市	31.5	31.5
	小倉停車場線	小倉停車場～北九州市小倉北区	0.2	0.2
	小倉港町線	小倉港～	0.6	0.6
	戸畑停車場線	戸畑停車場～北九州市戸畑区	0.4	0.4
	苅田港線	苅田港～京都郡苅田町	0.4	0.4
直方停車場線	直方停車場～直方市	0.6	0.6	
伊田停車場線	田川伊田停車場～田川市	0.6	0.6	
飯塚停車場線	飯塚停車場～飯塚市	0.2	0.2	
博多停車場線	博多停車場～福岡市博多区	1.2	1.2	

道路種別	路線名	起 点 終 点	延長 Km	備考
主要 地方道	博多港線	博多港～	0.8	0.8
	福岡空港線	福岡空港～福岡市博多区	3.0	3.0
	久留米停車場線	久留米停車場～久留米市	2.0	2.0
	久留米城島大川線	久留米市～大川市	17.3	18.2
	中間引野線	中間市～北九州市八幡西区	6.0	6.0
	大野城二丈線	大野城市～糸島郡二丈町	36.3	36.3
	八幡戸畑線	北九州市八幡東区～戸畑区	6.9	6.9
	曾根槻田線	北九州市小倉南区～北九州市八幡東区	11.7	13.1
	八女香春線	八女市～田川郡香春町	62.3	79.7
	久留米筑紫野線	久留米市～筑紫野市	11.8	23.2
	福岡志摩前原線	福岡市西区～前原市	34.2	37.2
	宮田遠賀線	鞍手郡宮田町～遠賀郡遠賀町	15.4	15.0
	福岡早良大野城線	福岡市西区～大野城市	25.1	25.7
	浮羽石川内線	浮羽郡浮羽町～八女郡矢部村	20.7	20.3
	椎田勝山線	築上郡椎田町～京都郡勝山町	14.8	13.4
	志賀島和白線	福岡市東区～福岡市東区	13.5	13.7
	飯塚大野城線	飯塚市～大野城市	28.4	28.8
	小倉中間線	北九州市小倉南区～中間市	22.0	19.2
	北九州小竹線	北九州市八幡東区～鞍手郡小竹町	27.6	29.0
	長行田町線	北九州市小倉南区～北九州市小倉北区	19.3	9.1
	苅田採銅所線	京都郡苅田町～田川郡香春町	23.1	20.9
	筑紫野筑穂線	筑紫野市～嘉穂郡筑穂町	19.2	19.2
	桂川下秋月線	嘉穂郡桂川町～甘木市	20.8	20.5
	田川桑野線	田川市～嘉穂郡嘉穂町	19.3	19.2
	福岡太宰府線	福岡市東区～太宰府市	14.4	14.4
	宗像玄海線	宗像市～宗像郡玄海町	12.1	12.1
	田主丸黒木線	浮羽郡田主丸町～八女郡黒木町	26.9	29.2
	新門司港大里線	新門司港～北九州市門司区	8.6	8.6
	黒川白野江東本町線	北九州市門司区～門司区	9.6	10.8
	直方水巻線	直方市～遠賀郡水巻町	18.2	18.2
	宮田小竹線	鞍手郡宮田町～鞍手郡小竹町	8.8	8.9
	若宮玄海線	鞍手郡若宮町～宗像郡玄海町	16.8	14.6
	筑紫野大宰府線	筑紫野市～太宰府市	9.8	9.3
筑紫野三輪線	筑紫野市～朝倉郡三輪町	9.2	9.4	
添田小石原線	田川郡添田町～朝倉郡小石原村	13.2	14.9	
朝倉小石原線	朝倉郡朝倉町～朝倉郡小石原村	18.1	17.8	
甘木朝倉田主丸線	浮羽郡田主丸町～朝倉郡朝倉町	17.2	17.6	

道路 種別	路線名	起 点 終 点	延長 Km	備考
	久留米浮羽郡	久留米市～浮羽郡浮羽町	24.2	23.9
	久留米立花線	久留米市～八女郡立花町	11.6	11.9
	大和城島線	山門郡大和町～三潯郡城島町	15.3	16.4
	三潯上陽線	三潯郡三潯町～八女郡上陽町	18.2	18.7
	福岡志摩線	福岡市～糸島郡志摩町		13.2
	久留米筑後線	久留米市～筑後市		14.2
	岡垣宮田線	遠賀郡岡垣町～鞍手郡宮田町		15.6
	久留米小郡線	久留米市～小郡市		14.2
	瀬高久留米線	山門郡瀬高町～久留米市		14.5
	穂波嘉穂線	嘉穂郡穂波町～嘉穂郡嘉穂町		11.4
	志免須恵線	粕屋郡志免町～粕屋郡須恵町		7.6
	宗像篠栗線	宗像市～粕屋郡篠栗町		34.4
	大牟田高田線	大牟田市～三池郡高田町		14.5
	高田山川線	三池郡高田町～山門郡山川町		6.3
	添田赤池線	田川郡添田町～田川郡赤池町		13.1
	八女瀬高線	八女市～山門郡瀬高町		2.2
	福岡宗像玄海線	宗像郡福岡町～宗像市		13.4
	仲間宮田線	中間市～鞍手郡宮田町		14.5
	大河大木線	大川市～三潯郡大木町		5.8
	大日寺潤野飯野線	飯塚市～飯塚市		5.4
	浮羽草野久留米線	浮羽郡浮羽町～久留米市		22.2

9 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

下欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

- 1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- 2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- 3号 所在場所の変更又はその廃棄

下欄の は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
消防法第二条第七項の危険物(同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。)	消防法第十一条第一項第一号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は移送取扱所(二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。)において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3		
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物(同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うもの(都道府県知事が当該登録の権限を有する場合) 毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。		火薬類取締法第45条	

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	高圧ガス保安法 第39条		
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			
薬事法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（薬事法施行令第十五条の四の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）			
備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。				